

信濃川水系流域委員会下流部会 設立趣意書

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な目標を示す「河川整備基本方針」と、河川整備基本方針に即し具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。特に、河川整備計画の策定に際しては、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

信濃川水系においては、平成20年6月に「信濃川水系河川整備基本方針」を策定し、これを受け、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「河川整備計画」という。）を平成26年1月に策定しました。

その後、河川整備計画の策定後に大河津分水路改修の具体的な内容が定まったことから、平成27年1月に附図等の変更を行い、また、その後の事業調整及び協議進捗、近年の豪雨に対する取組、整備完了箇所等の時点修正を踏まえた変更を令和元年8月に行いました。この河川整備計画に基づき、今日まで治水・利水・環境に関する施策を実施してきているところです。

このなか、令和元年6月に河川整備計画の変更や各種施策の進捗等に関して学識経験を有する者から意見を聞くことを目的として「信濃川水系流域委員会」が設立されています。

今般、河川整備計画の計画対象区間下流部における策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を踏まえた点検結果について学識経験を有する者から意見を聞くことを目的として、「信濃川水系流域委員会下流部会」を設立するものです。

信濃川水系流域委員会下流部会 規約

第1条（名称）

本会は、「信濃川水系流域委員会下流部会」（以下、「部会」という。）と称する。

第2条（目的）

部会は、「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）」の計画対象区間下流部における策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 部会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 部会は、河川整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

部会は、信濃川水系流域委員会規約第3条第2項に基づき、国土交通省北陸地方整備局長（以下、「局長」という。）が設置する。

- 2 部会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（部会長等）

部会には部会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は部会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（部会）

部会の招集は、局長より委任された信濃川下流河川事務所長（以下、「事務所長」という。）が行うものとする。

- 2 部会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。
- 4 部会は意見や審議結果について、信濃川水系流域委員会へ報告する。

第6条（情報公開）

部会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は部会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和2年11月20日より施行する。

信濃川水系流域委員会下流部会 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
いいだ 飯田 碧	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 准教授	
えとう 衛藤 俊彦	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	
さがら 相楽 治	特定非営利活動法人新潟水辺の会 代表世話人（理事）	
すずき 鈴木 聖二	元 新潟日報社 論説編集委員 室長	
なかむら 中村 美香	有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス 社長 特定非営利活動法人まちづくり学校 事業推進部	
ねぎし 根岸 瞳人	新潟大学 経済科学部 総合経済学科 准教授	
ぼうだ 棒田 恵	新潟大学 工学部 工学科 助教	
まるい 丸井 英明	新潟大学 名誉教授	部会長
やすだ 安田 浩保	新潟大学 災害・復興科学研究所 准教授	

(50音順、敬称略)

信濃川水系流域委員会下流部会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会下流部会規約第6条に基づき、信濃川水系流域委員会下流部会（以下、「部会」という。）の公開方法を定めるものである。

第2条（部会開催の通知）

部会の開催については、記者発表を行うとともに、信濃川下流河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（部会の傍聴）

部会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

部会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、部会の場で傍聴人にも配付する。

第5条（資料の公開）

部会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は、部会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和2年11月20日より施行する。

信濃川水系流域委員会下流部会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会下流部会公開規定第3条に基づき、信濃川水系流域委員会下流部会（以下、「部会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、部会開始予定時刻の30分前よりとする。

第3条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）の会場への入室は、部会の開始までとし、部会の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第4条（部会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 部会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 部会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

部会は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和2年11月20日より施行する。